

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可申請書提出に係る留意事項

1 提出部数等

- (1) 申請書は2部（うち1部は申請者控え）を廃棄物対策課窓口へ提出すること。
- (2) 申請書は、左端2穴の紙ファイル又はプラスチックファイルにて提出すること。
- (3) 添付書類は、必ず各別紙ごとに見出しラベルをつけること。必要に応じて仕切りカードを使用すること。
- (4) 申請書及び添付書類は、ホチキス止めする必要はありません。

2 様式

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第六号）
- (2) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第十二号）
- (4) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十六号）

3 記載に関する留意事項

- (1) 申請年月日は、申請書を実際に提出する日付を記載すること。
 - (2) 申請者の住所、氏名については次のことに留意すること。
 - ① 申請者が個人 → 住民票の写しのとおりに記載すること。
 - ② 申請者が法人 → 法人の登記簿謄本のとおりに記載すること。
- ※「番地」「大字」を略さない、漢数字とアラビア数字を区別する等
- (3) 「第2面」「第3面」は該当する者が、個人にあつては住民票の写し(世帯の一部)、法人にあつては履歴事項全部証明書のとおりに記載すること。

4 添付書類に関する留意事項

- (1) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
申請日から3ヶ月以内 全国の法務局・地方法務局で発行されます。
- (2) 住民票の写し（コピーは不可）
申請日から3ヶ月以内 本籍地が記載されたもの 各市役所、各町村役場で発行されます。
- (3) 登記事項証明書
申請日から3ヶ月以内 後見登記等に関する法律に定める「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」。全国の法務局・地方法務局で発行されます。
- (4) 納税証明書
申請日から3ヶ月以内 未納税額がないこと。住所地（納税地）を所轄する税務署で請求してください。
- (5) 講習会修了証の写し
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(電話 03-5275-7115)が実施する講習会の修了証の写し
申請者が法人の場合は、役員又は事業場の代表者、個人の場合は、申請者又は政令で定める使用人の講習会修了証の写しを添付すること。

5 その他

- (1) 申請に来所する際は、事前に予約してください。(TEL 027-898-5953)
更新許可申請の際は、許可期限の3ヶ月前から申請を受付けます。
- (2) 郵送により許可証の送付を希望される方は、返信用封筒（レターパック）を持参して下さい。

※ 廃止・変更の届出について

産業廃棄物処理業者は、業の廃止又は以下の事項に変更が生じた場合、その廃止又は変更の日から10日以内に前橋市長あてに当該廃止又は変更について届出をしなければなりません。
ただし、法人で変更項目1～6のうち登記事項証明書を含む提出期限については30日以内とします。

なお、収集運搬車両又は法人の役員について変更が生じた場合には、特に留意して下さい。

- 1 住所
- 2 氏名又は名称
- 3 法定代理人
- 4 法人の役員
- 5 発行済み株式総数の 100 分の 5 以上を保有する株主、それに相当する出資者
- 6 政令で定める使用人
- 7 事務所及び事業場の所在地（住所を除く）
- 8 事業の用に供する施設（収集運搬車両等）

※届出の提出期限が異なるため、不明な点があれば個別にご相談ください。

※添付書類の省略について

- 別紙 添付を省略する書類の一覧表に該当する場合には添付書類を省略することができます。詳細については別紙（添付を省略する書類の一覧表）をご覧ください。また、申請の際は省略する書類を別紙に記載して提出して下さい。

※先行許可証として用いることができる許可証の種類

許可申請を行う日から 5 年以内に許可を受けた以下の許可証を使用することができます。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物処分業の許可（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物処理業の変更許可
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業の許可（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の変更許可
- ・ 産業廃棄物処理施設の許可
- ・ 産業廃棄物処理施設の変更許可

※ なお、先行許可を更新する際には当該先行許可証を用いることはできません。

※ 申請書に記載する役員等の本籍・生年月日等に誤りがあった場合には、住民票等を別途提出していただく場合があります。提出前に記載内容をよく確認して下さい。

申請書の提出先は、つぎのとおり

前橋市長の許可に該当するもの（前橋市内以外で事業を行わないもの、前橋市内で積替え保管を行うもの、前橋市の許可品目が群馬県の許可品目に含まれていないもの）

前橋市役所 廃棄物対策課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町 2-12-1 TEL：027-898-5953

高崎市長の許可に該当するもの（高崎市内以外で事業を行わないもの、高崎市内で積替え保管を行うもの）

高崎市役所 産業廃棄物対策課

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35-1 TEL：027-321-1325

群馬県知事の許可に該当するもの（群馬県内において収集運搬業を営む場合（群馬県産業廃棄物収集運搬業許可を受けていれば、前橋市、高崎市でも収集運搬を行なうことができます））

1 中部環境事務所 廃棄物係

〒371-0051 群馬県前橋市上細井町 2142-1 TEL. 027-219-2021

県内の管轄：前橋市、伊勢崎市、玉村町、渋川市、榛東村、吉岡町

2 西部環境森林事務所 廃棄物係

〒370-0805 群馬県高崎市台町 4-3 TEL. 027-323-4021

県内の管轄：高崎市、安中市、藤岡市、神流町、上野村、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町

3 吾妻環境森林事務所 総務環境係

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 664 TEL. 0279-75-4611

県内の管轄：中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村

4 利根沼田環境森林事務所 総務環境係

〒378-0031 群馬県沼田市薄根町 4412 TEL. 0278-22-4481

県内の管轄：沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村

5 東部環境事務所 廃棄物係

〒373-0033 群馬県太田市西本町 60-27 TEL. 0276-31-2517

県内の管轄：太田市、桐生市、みどり市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

◆ **群馬県の留意事項**

（申請者が群馬県内に所在）

- ・ 5 事務所のうち、申請地を管轄する窓口へ提出

（申請者が県外に所在）

- ・ 新規申請は、5 事務所のうち任意の窓口へ提出
- ・ 更新申請及び変更届は、原則として新規申請を行った窓口へ提出

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可申請に係る提出書類一覧表

提出書類	添付書類	申請者別	
		法人	個人
産廃（新規・更新）様式第六号 特管（新規・更新）様式第十二号	① 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	
	② 定款（又は寄付行為）※原本と相違ない旨証明要	○	
	③ 登記されていないことの証明書(④～⑧の者)	○	○
	④ 役員の本籍地の記載された住民票抄本	○	
	⑤ 百分の五以上の株式保有者又はそれに相当する出資者の本籍地の記載された住民票抄本 (法人の場合には、登記事項証明書)	○	
	⑥ 令6条の10に規定する使用人の本籍地の記載された住民票抄本	○	○
	⑦ 申請者の本籍地の記載された住民票抄本		○
	⑧ 法定代理人の本籍地の記載された住民票抄本	○	○
様式第六号の二			
第1面 事業計画の概要（事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類等）		○	○
① 事業計画に関係する都道府県市の許可証（許可申請書）の写し		◎	◎
第2面 運搬施設の概要（運搬車両の一覧等）		○	○
① 車検証の写し		○	○
② 車検証上の使用者が申請者と異なる場合には、賃貸借契約書又は、使用貸借契約書		○	○
事務所及び事業場（駐車場）等		○	○
① 事務所及び事業場付近の住宅地図等（事務所及び事業場付近の見取図を別紙2に記載しない場合）		○	○
第3面 積替施設又は保管施設の概要		○	○
第4面 収集運搬の具体的な計画		○	○
第5面 環境保全措置の概要		○	○
第6面 収集運搬車両の写真（1台につき2枚）		○	○
第7面 収集容器及び運搬資材の写真		○	○
第8面 事業の開始に要する資金の総額、調達方法等		○	○
第9面 資産に関する調査			○
① 決算書（貸借対照表、損益計算書） 直近3年分		○	
② 法人税納税証明書（その1・納税額等証明用） 直近3年分		○	
③ 所得税納税証明書（その1・納税額等証明用） 直近3年分			○
第10面 誓約書		○	○
その他の添付書類			
当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類		◎	◎
① 講習会修了証の写し（有効期限内のもの）			
※ 認められる講習会の修了者		◎	◎
（法人）役員、政令で定める使用人 （個人）申請者、政令で定める使用人			
別紙 添付を省略する書類の一覧表（省略する書類がある場合のみ提出）		※	※
手数料			
産業廃棄物収集運搬業 新規許可 81,000 円 更新許可 73,000 円 変更許可 71,000 円			
特別管理産業廃棄物収集運搬業			
新規許可 81,000 円 更新許可 74,000 円 変更許可 72,000 円			

◆◎は必ず添付するもの、○は申請の内容により添付を省略できるものです。（※省略する理由がない限り、添付は必要です。）（※添付の省略の詳細は「別紙 添付を省略する書類の一覧表」をご確認ください。）

◆申請に際しては、事前に電話予約（前橋市廃棄物対策課 027-898-5953）をして下さい。

◆許可証の郵送を希望される方は、レターパックを許可申請時に提出してください。

◆審査資料として上記の他にも書類提出を求める場合がありますので、予約時に窓口へ確認して下さい。